

道路上のデジタルサイネージを活用した 広告について

令和5年3月10日
大阪市屋外広告物審議会

1 概要

近年のデジタル技術の進歩により、デジタルサイネージを活用した屋外広告物の設置に関する協議が増加している。

民地内でデジタルサイネージを掲出する場合は大阪市屋外広告物条例に基づく許可が、道路区域内で設置する場合は、道路法に基づく道路占用許可が併せて必要となるが、道路区域内での掲出は一般通行へ支障を及ぼす可能性があることから、当初は認めていなかった。

しかしながら、地下街等の地下施設内での設置や、観光案内板のデジタルサイネージへの切り替え要望など様々なニーズがあること、デジタル化によって公共情報の発信といった付加機能を備えられることなどから、屋外広告物審議会における意見聴取を経て順次掲出の範囲を広げ、現在は地下部分での動画広告、地上部での静止画切替り広告について許可を行っている。

そのような中、バス事業者よりバス停留所施設に添加している広告面を動画広告を含んだデジタルサイネージへ変更したいという要望があり、道路管理者として、交通等への支障の有無を確認するため実証実験の実施とその検証を求めることとしている。

一方で、地上部での動画広告の規制緩和が進んだ場合、良好な景観形成、公衆に対する危険防止の観点から一定の基準等が必要と考えられる。

2 デジタルサイネージ設置に関する規制の現状

1. 民地に設置する場合

大阪市屋外広告物条例に規定された壁面看板等の基準を適用

2. 道路区域内に設置する場合

道路占用許可基準において広告物を掲出できる物件を規定

例：電柱・バス停留所上屋・バス停留所標識・アーケード・消火栓標識

「地域における公共的な取組に要する費用への充当を目的とする広告物」等

デジタルサイネージの掲出は認めていなかったが、掲出要望が増加



道路管理者、屋外広告物行政担当の2つの観点から検討を行った結果、一般通行や景観への影響等の懸念があることから一定の制限をかける必要があるため、「デジタルサイネージ広告設置にかかる取扱いガイドライン」を定め、静止画切替り広告のみ認めている。

3 デジタルサイネージ設置の検討経過

○平成27年以前

交通への影響を鑑み、地下部分も含めて道路法の適用を受ける場所については許可していなかった。

○平成27年2月 第38回屋外広告物審議会でのご意見

車両交通のない道路下の地下道・地下街・鉄軌道施設において、道路管理上、交通管理上支障とならないものに限り、デジタルサイネージの切替り広告の掲出を認めても良いのではないかと。

○令和2年2月 第43回屋外広告物審議会での承認内容

地下部分 各施設において順次動画広告の掲出を認める。

地上部分 切替り広告のみ可とする。ただし、設置にあたっては「デジタルサイネージ広告設置にかかる内部取扱い規定（現ガイドライン）」を基に設置者による内部規定を定め、実証実験を行ったうえで掲出を認めていく。

3-2 道路区域内におけるデジタルサイネージ設置にかかるこれまでの経過

これまでの審議内容を踏まえ、段階的にデジタルサイネージ広告を許可してきた。

【地下部分】

- 平成27年3月 鉄軌道施設内で切替り広告を許可
- 平成31年3月 地下街で切替り広告を許可
- 令和元年7月 鉄軌道施設内において動画広告許可
- 令和3年12月以降 地下街で動画広告許可

【地上部分】

- 平成30年3月 . . . 観光案内板で切替り広告を許可
- 平成31年4月 . . . BRT社会実験におけるバス停留所上屋・バス停留所
標識で切替り広告を許可
- 令和4年4月 . . . 地域情報板で切替り広告を許可

4 デジタルサイネージ広告設置にかかる取扱いガイドライン

道路上にデジタルサイネージ広告を設置する際は、本ガイドラインをもとに設置者においてデジタルサイネージ取り扱い規定を定めること。

1. 設置場所・設置方法

(道路管理、交通管理、景観への影響、安全性の観点など)

- ・有効幅員を狭めるなど、道路管理上の支障とならない設置場所及び設置方法とする
- ・歩行者や車両に危険を及ぼさない設置場所及び設置方法とする
- ・信号機又は道路標識等の効用を妨げない
- ・人や商品が車道に飛び出そうとしているように見えないこと、その他交通管理上の支障がないものとする
- ・著しく景観を損なわないものとする
- ・相当程度の風雨、地震等に耐える堅固なものとする

2. 表示方法

(色彩・輝度・コントラスト・静止画・切替り間隔・音声など)

- ・サブリミナル効果等の、通行人等が通常感知しえない方法により、メッセージ等を伝達しない
- ・不快感を与える色彩・輝度でない
- ・静止画、もしくは切替り広告のみとし、動画や点滅する映像でない
- ・切替り間隔は5秒以上とする
- ・コントラストの強い画面が反転したり急激に場面転換したりしない
- ・災害時等の非常時以外には音声を発しない
- ・歩行者が注視することで著しく路上に滞留し又は車両の運転者が注視することでその運転や速度に影響を及ぼすことにより、交通に支障を生じさせるおそれのないものとする。

3. 官民連携・災害時の情報発信

(防犯、防災、地域情報・災害時の情報発信など)

- ・災害時等の非常時においては、行政等の要請に応じて必要な情報の提供に協力する
- ・警察、区役所、危機管理室と連携のうえ、必要な行政情報を掲出する

4. 表示内容（コンテンツ）

次の広告物は表示をしない

- ・法令等に違反するもの
- ・公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- ・人権侵害、差別に繋がるもの
- ・良好な景観又は風致を害するもの
- ・公衆に不安や不快の念又は危害を与えるもの及び青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの（暴力・犯罪等を肯定し助長するような表現や残酷な描写、射幸心、投機をあおる恐れのあるもの、裸体・性について露骨、ひわいな表現等）
- ・社会問題を起こしている業種や事業者を広告するもの（不祥事を起こした企業等の広告等）
- ・消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの（誇大な表現、射幸心を著しくあおる表現、誤認させるような表現等）
- ・テレビ放送、スポーツ中継等、著しく人が滞留するおそれのあるもの
- ・明らかに車両の運転者に対して訴求するもの

5. 法令順守

(各種法令に基づく許可の取得など)

- ・設置にかかる関係法令を遵守すること
- ・道路占用許可、道路使用許可、屋外広告物許可、その他必要な許可等を受けること

※景観計画上の重点届出区域内及び御堂筋デザインガイドライン区間については、切替り間隔を15秒以上とするほか、関係要綱に準じた取扱いとする。

5 道路区域内に設置できる広告物の種類

	地上									地下		
物件	電柱添加看板	バス停留所 上屋 添加看板	照明式バス 停留所 標識添加 看板	消火栓標識 添加看板	アーケード 統一添加 看板	突出看板	道路照明灯 バナー	街路灯 バナー	案内板 添加看板	地下街広告	地下道広告	鉄軌道施設 内広告
占用 主体	本体占用物件の維持管理を行っている事業者				本体占有者	店舗・ビル オーナー等	公共的な取組 の実施主体 (地方公共団 体、町会、NP O等)	本体占有者		本体占有者 (地下街管理 者)	協定に基づく 地下道管理 者	本体占有者 (鉄軌道施設 占有者)
設置 目的	占用物件の維持管理費用への充当					商業施設等 の自家用広 告物	地域活性化を 目的としたイ ベント等の費 用への充当	占用物件の維持管理費用への充当			地下道の維 持管理費用 への充当	占用物件の 維持管理費 用への充当
デジタル サイネー ジ 許可 状況	—	○ (公共広告のみ)		—	—	—	—	—	○			
動画 静止画 (切替り)	—	静止画 (切替り)		—	—	—	—	—	静止画 (切替り)	動画		
備考		大阪メトロ 今里ライナー							経済戦略局 観光案内板 道頓堀 道路協力団 体			

許可事例①：バス停広告（BRT社会実験）

【設置場所】

- ・歩道側に向けて設置

【表示内容等】

- ・バス案内表示、公共情報
- ・静止画切替広告（15秒）
- ・輝度 昼間：1,500カンデラ
夜間：750カンデラ

【歩行者等への影響】

- ・事例報告なし



許可事例②：観光案内板（道頓堀）

【設置場所】

- ・車両侵入規制のある道路に設置（両面）

【表示内容等】

- ・観光案内情報（一部タッチパネル）
- ・静止画切替広告（5秒）
- ・輝度（最大2,500カンデラ）

【歩行者等への影響】

- ・事例報告なし



許可事例③：観光案内板（長堀通）

【設置場所】

- ・歩道側に向けて設置

【表示内容等】

- ・観光案内情報（一部タッチパネル）
- ・スポンサー広告（車道側 内照式）
- ・輝度 昼間：600カンデラ
夜間：300カンデラ

【歩行者等への影響】

- ・事例報告なし



許可事例④：地域情報板

【設置場所】

- ・車両の進行方向と逆向きに設置

【表示内容等】

- ・公共情報、地域情報等
- ・静止画切替（15秒）
- ・輝度 昼間：最大3,000カンデラ
夜間：最大 800カンデラ

【歩行者等への影響】

- ・事例報告なし



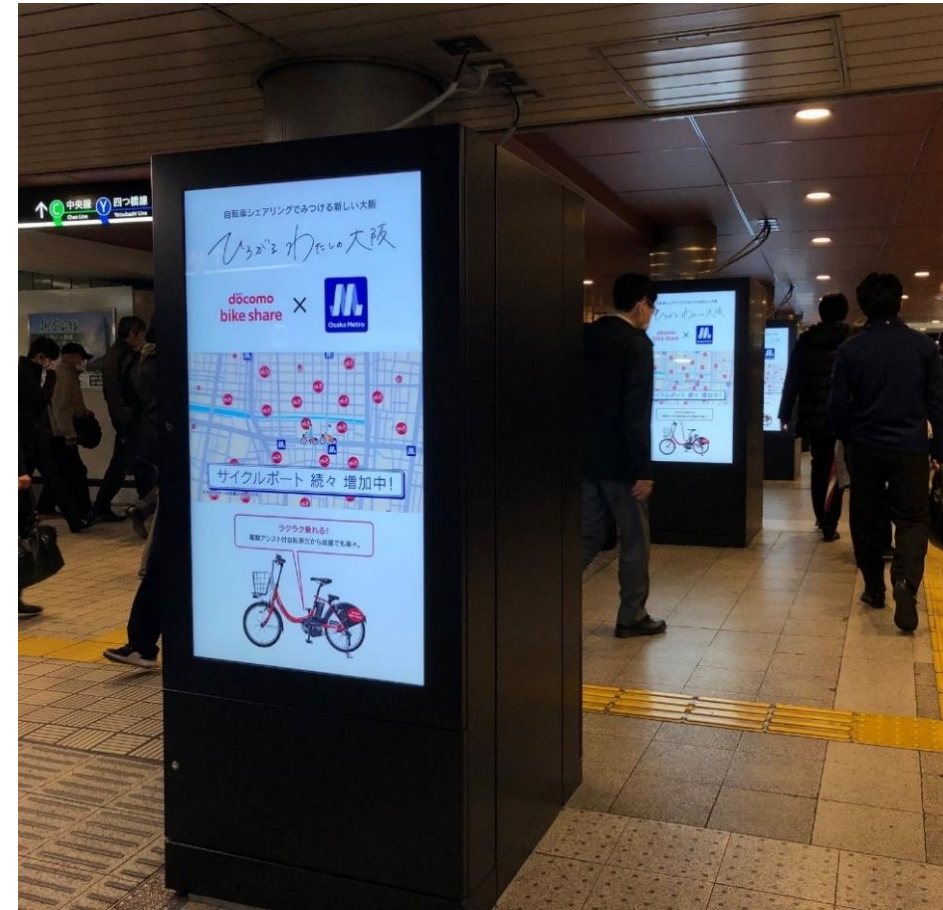
(参考) 地下部での許可事例：地下街・鉄軌道広告枠

【表示内容等】

- ・施設情報等を表示
- ・静止画切替広告や動画広告

【歩行者への影響】

- ・事例報告なし



他都市における道路区域内のデジタルサイネージ設置状況

●観光案内板（名古屋市、横浜市等）

○名古屋市

【設置場所】

- ・歩道側に向けて設置

【表示内容等】

- ・観光案内情報（タッチパネル）
- ・タッチパネル広告



○横浜市

【設置場所】

- ・歩道・車道側に向けて設置

【表示内容等】

- ・観光案内情報
- ・静止画切替広告



他都市における道路区域内のデジタルサイネージ設置状況

●バス停上屋（広島市他）・バスロケーションシステム添加広告（北九州市他）

○広島市他

【設置場所】

- ・歩道・車道側に向けて設置

【表示内容等】

- ・切替広告
- ・動画広告（緩やかな動きに限定）



○北九州市他

【設置場所】

- ・歩道側に向けて設置

【表示内容等】

- ・時刻表等
- ・静止画切替広告や動画広告



6 要望と対応案

《要望》

- バス事業者から、バスロケーションシステムやバス停上屋の利用者への利便性向上及び維持管理費の捻出のため、デジタルサイネージの設置及び動画広告の掲出について要望があがっている。

《対応案》

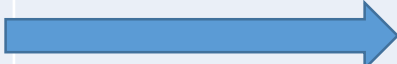
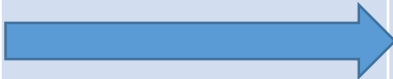
- 他都市で同様の検証実績があり、いずれも実施に支障のある結果となっていないため、同等の内容で実施する場合は、支障ないと思われるが、これまで本審議会では段階的に慎重な取り扱いをしてきたことなどを踏まえ、本市でも同趣旨の検証を行うことで道路利用者の安全の確保や景観への影響などについて、万全を期す方向で検討している。
- 検証結果を踏まえ、動画広告を認める場合は、統一的な扱いをする観点から「デジタルサイネージ広告設置にかかる取扱いガイドライン」に所要の改定を行う。

7 ご審議内容

- 道路区域内におけるデジタルサイネージによる動画掲出については、デジタル技術の進歩により公共情報等も含め高い遡及効果が期待でき、かつ、新たな維持管理費の捻出が期待できることから掲出の要望が高くなっている。
- 一方で、道路上のデジタルサイネージの動画広告の増加や大型化により、視覚的な部分も含めた景観への影響が懸念される。
- 他都市では、実証実験を行い交通安全及び景観への影響に問題がないことを確認し同様の動画広告を掲出しているところであるが、本市としても同趣旨の実証実験を行い影響の有無を確認する必要があると考えている。
- 実証実験については、実績のある他都市の検証項目を参考に実施していく予定ではあるが、検証項目や内容等に追加や確認すべきことがないかなどご意見を頂きたい。

8 今後のスケジュール（予定）

事業者による実証実験を実施したうえ、検証・報告を行い令和6年4月から新たなガイドラインの運用をめざす。

	R5.4～6月	7～9月	10～12月	R6.1～3月	4月～
関係先との調整					
事業者による 実証実験					
結果とりまとめ 審議会への報告					
関係先との調整 規定等の整備					
ガイドラインの 運用開始					